

## 建築基準法第7条の6第1項第1号の仮使用の認定基準

平塚市まちづくり政策部建築指導課

### 1 目的

この基準は、建築基準法第7条の6第1項第1号に規定する特定行政庁の仮使用の認定に関し、安全上、防火上及び避難上支障がないと認められる一般的な基準を定める。

### 2 用語

この基準における用語の定義は、建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令（以下「令」という。）の例による。

### 3 新築の建築物等における認定基準

仮使用の対象が、新築の建築物の部分又は増築工事における増築部分である場合には、次によるものとする。なお、仮使用の認定は安全計画書等に基づき適切に安全措置が施されていることを確認した後に行う。

(1) 仮使用部分は、次の表に示す避難施設等が該当法令に適合していること。

避難施設等	該当法令
防火区画	令第112条
廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口	令第5章第2節から第5節まで
特殊建築物等の内装	令第5章の2
非常用の昇降機	令第129条の13の3
消防用設備等	消防法第17条

(2) 仮使用部分は上記(1)以外の規定についても該当する法令に適合していることとするが、やむを得ない場合については代替措置を講ずること。

(3) 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の耐火性能に応じて防火上有効に区画されていること。

防火上有効な区画とは次の表による。

耐火性能	区画方法
耐火建築物	準耐火構造の壁及び床
準耐火建築物	防火構造の壁及び軒裏と同等の天井
その他の建築物（法別表第一（い）欄に掲げる用途のもの）	防火構造の壁及び軒裏と同等の天井
その他の建築物（法別表第一（い）欄に掲げる用途以外のもの）	不燃材料の壁及び天井

(4) 工事計画に応じて、工事に使用する火気又は資材等の管理の方法並びに防火管理

の体制等が適切に計画されていること。

- (5) 仮使用部分及び仮使用を行う敷地内の部分（以下「仮使用を行う区域」という。）は、使用者の動線と工事用資材等の搬出入及び工事関係者の動線とを明確に区分し互いに重複することがないこと。
- (6) 仮使用を行う区域に建設資材等の落下等による事故が生ずるおそれがないこと。
- (7) 仮使用の認定期間は、3年以内で市長が必要と認める期間内であること。

#### 4 既存の建築物における認定基準

仮使用の対象が、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事を行う既存の建築物である場合には、次によるものとする。又、仮使用の認定は、安全計画書等に基づき適切に安全措置が施されていることを確認した後に行う。

- (1) 仮使用部分は、次の表に示す避難施設等が該当法令に適合していること。

避難施設等	該当法令
防火区画	令第112条第9項及び第14項
廊下、避難階段及び出入口、排煙設備	令第120条、第121条及び第125条、第126条の2及び第126条の3
非常用の照明装置	令第126条の4及び第126条の5
非常用の進入口	令第126条の6及び第126条の7
特殊建築物等の内装	令第5章の2
非常用の昇降機	令第129条の13の3
消防用設備等	消防法第17条

- (2) 仮使用部分は上記（1）以外の規定についても該当する法令に適合していることとするが、やむを得ない場合については代替措置を講ずること。
- (3) 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の耐火性能に応じて防火上有効に区画されていること。

防火上有効な区画とは次の表による。

耐火性能	区画方法
耐火建築物	準耐火構造の壁及び床
準耐火建築物	防火構造の壁及び軒裏と同等の天井
その他の建築物（法別表第一（い）欄に掲げる用途のもの）	防火構造の壁及び軒裏と同等の天井
その他の建築物（法別表第一（い）欄に掲げる用途以外のもの）	不燃材料の壁及び天井

- (4) 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙設備の風道の吹出口等は、鉄板その他の不燃材料で塞がれていること。

- (5) 工事計画に応じて、工事に使用する火気又は資材等の管理の方法並びに防火管理の体制等が適切に計画されていること。
- (6) 仮使用部分及び仮使用を行う敷地内の部分（以下「仮使用を行う区域」という。）は、使用者の動線と工事用資材等の搬出入及び工事関係者の動線とを明確に区分し互いに重複することがないこと。
- (7) 仮使用を行う区域に建設資材等の落下等による事故が生ずるおそれがないこと。
- (8) 仮使用の認定期間は、3年以内で市長が必要と認める期間内であること。

#### 5 仮使用の認定の申請

建築基準法第7条の6第1項第1号に規定する特定行政庁の仮使用の認定の申請は、建築基準法施行規則第33号様式の正本及び副本（2部）に、それぞれ、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

##### (1) 次の各号に掲げる図書

ア 付近見取図

イ 配置図（仮使用部分に至る通路及び工事用部分に至る通路の位置、仮囲いの位置等を明示したもの）

ウ 各階平面図（仮使用部分と工事部分の区分、区画位置及び方法、非常用の照明装置等を明示したもの）

エ 立面図

オ 安全計画書

(2) 指定確認検査機関によって確認済証の交付を受けた建築物にあつては、確認済証及び確認申請図書の副本の写し

(3) その他市長が必要と認める図面又は書面

#### 6 雑則

(1) この基準は、法第18条第24項第1号、法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する。

(2) 法第35条の2の規定を受ける建築物であつて、内装仕上等をテナント決定後に行うとされている建築物の部分については、仮使用認定申請時に申請書第二面の備考欄に仮使用部分の追加を予定している旨が記載されているものに限って、新たなテナントなどの決定に従い随時仮使用部分を追加することができるものとする。

(附 則)

この基準は、平成19年（2007年）4月1日から施行する。

(附 則)

この基準は、平成27年（2015年）6月1日から施行する。